

平成 27 年 6 月 4 日

東京都知事 舛添 要一 殿
東京都公安委員会委員長 仁田 陸郎 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓

全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事 松村 恒夫

児童相談所と警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 私どもは、昨年来、児童相談所・市町村・学校・警察が、虐待を受けあるいは所在不明となっている子どもたちを守るため、情報を共有し連携して活動することなどを法律で整備することを求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正を求める署名活動」を実施し、昨年 12 月に第一陣として約 2 万 7 千人の署名を安倍内閣総理大臣宛に提出しております(資料 1)。

こうした中、東京都内では、本年 4 月足立区で当時 3 歳の男児が両親からウサギ用ケージに閉じ込められ、虐待死させられる事件が発覚し、昨年 7 月には当時中学 2 年生の男子生徒が継父から酷い暴力を受け続け、自殺を強要され自殺するという事件が、昨年 1 月には葛飾区で当時 2 歳の女児が父親からあざが 40 ケ所も残るような暴行を受け虐待死させられるという事件が発生しました。

2 (1) 足立区と葛飾区の事件は、いずれも児童相談所が案件を把握しながら、虐待死を防ぐことができなかった事件です。

葛飾区の事件は、児童相談所が見守り家庭として把握していながら、警察に情報提供しないままにいたところ、当該家庭について「子どもの泣き叫ぶ声がする」との 110 番通報があり警察官が急行したものの、親から「夫婦喧嘩だ」と言われ、子どもを注意深くみることなく帰ってしまい、その 5 日後に子どもは殺されてしまったという事案です。遺体には 40 ケ所ものあざがありました。警察が児童相談所から情報提供を受けていれば、現場に赴く警察官に要注意の家庭だという連絡がなされ、警察官がより注意深く子どもの様子を見ることにより、虐待の事実を確認することができ、子どもを保護することができたでしょう。

足立区の事件は、報道によれば、児童相談所は 11 回も家庭訪問しながら 2 回しか男児に会うことができず、家庭訪問の間隔も 5 ケ月も空けたとされています。警察との情報共有、連携しての活動はどうだったのでしょうか。家庭訪問し

た際に親が子どもに合わせようとしなないことは危険な兆候であり、子どもの安否を確認できないにもかかわらず、案件を抱え込んだままにすることはあつてはならない対応です。親から面会拒否された場合には、直ちに警察に連絡し、警察が親に子どもに合わせるよう説得することにより、子どもの安否を確認することができ、以後も児童相談所と警察が連携して適切な頻度で家庭訪問を実施し、子どもの安否確認と親への指導・支援を実施することにより、虐待死はもちろん虐待のエスカレートを防ぐことは可能だったと考えます。

(2)次に、西東京市の事件は、学校が男子生徒が継父から酷い暴力を受けていることを知りながら児童相談所に対して通告しなかったケースで、学校が案件を抱え込んだことが最も問題であることは言うまでもありません。

その一方で、学校が児童相談所に通告していたとしても、児童相談所が単独で対応した場合には、果たしてこれほど暴力的な継父に有効な指導ができたでしょうか、虐待を止めることはできたでしょうかという思いは拭い切れません。

2011年10月に名古屋市で母親の交際男性により中学2年生の男子生徒が蹴り殺されるという事件が起きました。この事件では学校は1カ月に3回(他から1回)も児童相談所に通告しましたが、児童相談所は警察に情報提供せず案件を抱え込み、加害男性に説諭するのみで、虐待死を防ぐことができませんでした。

西東京市の事件も、仮に児童相談所に通告がなされていたとしても、児童相談所が案件を抱え込み、警察との連携がなされなければ、最悪名古屋市の事件と同様の結果となった可能性は否定できないものと考えます。

(3)これらの事案に限らず、子ども虐待案件に関しては、児童相談所は人員不足で夜間対応もできず、児童福祉司1人当たり140件もの案件を抱え、適切な頻度での家庭訪問もできず、面会拒否されても次の家庭訪問まで数カ月も空けるという実態にあり、また、暴力的な親など児童相談所職員の説諭では効果がなく虐待を継続させるケースが数多くあることはこれまでの事案から明らかです。

児童相談所は案件を抱え込むのではなく、アメリカやイギリスのように警察等の関係機関と情報共有した上、連携して危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待死・虐待のエスカレートの防止を図っていくことが必要です。

3 上記から、児童相談所と警察に直ちに求められる対応は次のとおりです。

1 児童相談所は把握しているすべての虐待案件を警察に通報する。警察は従来通り把握した虐待案件はすべて児童相談所に通報する。一虐待情報の共有

2 警察は、既に実施しているストーカー110番通報登録制度と同様、虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る110番通報その他の通報がなされた場合に、現場で対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護を含め適切に対応できるよう措置する。一葛飾区の事件の再発を防ぐ

3 児童相談所と警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。一足立区の事件の再発を防ぐ

上記の対応を実施していれば、葛飾区、足立区の事件で子どもの命は救うことができたはずですが、子ども虐待は一つの機関だけで対応できるものではありません。案件を抱え込むことは大変危険です。高知県では児童相談所に通告された虐待案件はすべて警察、教育委員会に提供されています。警察はストーカーの被害女性に対して危険度に応じて家庭訪問やパトロール、電話での安全確認など被害の未然防止活動を行っていますが、家庭という密室で自ら逃げることも助けを求めることもできず虐待にさらされている子どもにこそ必要な取組みです。

関係機関が縦割りのまま連携もせず救えるはずの命を救えないということは決して繰り返してはならず、再発防止策の実施が急務なことはご異論のないことと存じます。速やかに上記施策を実施していただくようお願い申し上げます。

4 私どもは、本年2月に発生した川崎市上村遼太君殺害事件を踏まえ、学校や市区町村を含めての情報共有と連携しての活動が必要と考え、本年3月25日に神奈川県警察本部長、川崎市長あて、及び内閣総理大臣、文部科学大臣ほか関係大臣あてに要望書を提出しました(資料2、資料3)。資料2に児童相談所、市区町村、学校、警察の間での具体的な協定案を記載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。ちなみに、その後、川崎市教育委員会は学校の把握した非行情報を警察と共有する協定を結ぶ方針と報じられております。

前記のとおり、私どもは約2万7千人の法改正を求める署名を内閣総理大臣宛に提出しておりますが、現在も署名活動を続けており、引き続き関係機関の情報共有と連携しての活動を義務付ける法改正を国に強く求めていく所存です。

しかし、法改正には時間がかかります。都内では、立て続けに関係機関の情報共有と連携のなさにより、子どもの命を救うことができなかった事件が続いています。法改正を待つ余裕はありません。資料2記載の協定案をご参考にしていただき、協定を締結するなどして情報の共有と連携しての活動を速やかに実施し、子どもの命をお守りいただきますよう心よりお願い申し上げます。